

# 香川県報



第 53 号

平成 17 年

7 月 8 日（金曜日）

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

### 告 示

- 身体障害者福祉法の規定による事業者の指定 （障害福祉課） 一
- 知的障害者福祉法の規定による事業者の指定 （ " " ） 二
- 児童福祉法の規定による事業者の指定 （ " " ） 三
- 道路の区域変更（四件） （道路保全課） 二
- 道路の供用開始 （ " " ） 三
- 道路の位置指定の変更 （建築課） 三
- 道路の位置指定 （ " " ） 三
- 地方自治法施行令の規定に基づく収納事務の委託 （教育委員会） 五

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（二件） （県民参画課） 六
- 土地改良事業の適否決定（二件） （土地改良課） 六
- 土地改良区の役員の就任の届出 （ " " ） 六
- 土地改良事業の工事完了の届出 （ " " ） 六

### 公安委員会公告

○ 駐車監視員資格者講習の実施

### 監査委員公表

○ 監査結果に基づく措置の公表

## 告 示

### ●香川県告示第四百十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の四第一項の規定によ

り、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇二二六一 一四	サポートセンター あおぞら 坂出市西庄町一六 七三番地	無限責任中間法人 あおぞら 坂出市西庄町一六 七三番地	平成十七年 七月一日	身体障害者居宅 介護

### ●香川県告示第四百十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇二二六一 一三	サポートセンター あおぞら 坂出市西庄町一六 七三番地	無限責任中間法人 あおぞら 坂出市西庄町一六 七三番地	平成十七年 七月一日	知的障害者居宅 介護

### ●香川県告示第四百二十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所 番 号	事業所の名称及び 所 在 地	申請者の名称及び 主たる事務所の 所 在 地	指定年月日	サービスの種類
--------------	-------------------	------------------------------	-------	---------

三七〇〇〇三 一〇一二六一 一二	サポートセンター あおぞら 坂出市西庄町一六 七三番地	無限責任中間法人 あおぞら 坂出市西庄町一六 七三番地	平成十七年 七月一日	児童居宅介護
------------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	---------------	--------

●香川県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月八日から同年七月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 三百七十七号
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市五名二〇〇番一地先から	前	二二・二 } 二三・八	二七	道路災害復旧工事に伴う現道拡幅
東かがわ市五名二〇〇番一地先まで	後	二二・二 } 二八・七	二七	
東かがわ市五名二七〇番一地先から	前	一三・五 } 二六・〇	四三	道路災害復旧工事に伴う現道拡幅
東かがわ市五名二七三番一地先まで	後	二〇・二 } 三二・五	四三	

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市五名一三四四番一地先から	前	一〇・三 } 一一・六	一一	道路災害復旧工事に伴う現道拡幅
東かがわ市五名一三四四番一地先まで	後	一五・六 } 二〇・二	一一	

●香川県告示第四百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月八日から同年七月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 津田川島線（二二号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市大川町田面三四七四番一 地先から	前	二五・二 } 四〇・二	七	道路災害復旧工事に伴う現道拡幅
さぬき市大川町田面三四七四番一 地先まで	後	三三・五 } 四〇・二	七	
さぬき市大川町田面三四九二番一 地先から	前	一一三・六 } 三〇・〇	二〇	第一、第三

さぬき市大川町田面三四九二番二地先まで	後	二・三・六 ） 三・七・二	二〇	
さぬき市大川町田面三三五〇番七地先から	前	四・四・二 ） 五・二・〇	三〇	
さぬき市大川町田面三三五〇番七地先まで	後	四・八・〇 ） 六・三・四	三〇	

●香川県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月八日から同年七月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 津田川島線（二号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市大川町田面三三五〇番二地先から	前	七・五 ） 七・八・六	二二六	道路災害復旧工事に伴う現道拡幅第四、第五
さぬき市大川町田面三三五〇番二地先まで	後	七・五 ） 九・一・四	二二六	

さぬき市大川町田面三三五〇番二地先から	前	一・五・〇 ） 二・二・二	二六	
さぬき市大川町田面三五一六番一八地先まで	後	一・五・〇 ） 二・六・二	二六	

●香川県告示第四百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において平成十七年七月八日から三週間一般の縦覧に供する。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路線名 津田川島線（二号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
さぬき市大川町田面三五二二番七地先から	前	四・九・〇 ） 六・四・〇	一一	道路災害復旧工事に伴う現道拡幅第六、第七
さぬき市大川町田面三五二二番七地先まで	後	五・三・〇 ） 六・五・六	一一	
さぬき市大川町田面三五一六番一六地先から	前	二・二・〇 ） 四・一・〇	三〇	

さぬき市大川町田面三五二六番一  
五地先まで

後

二四・二  
四八・〇

三〇

●香川県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年七月八日から同年七月二十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 善通寺綾歌線（二十二号）
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市与北町字西務主二七一八番一五地先から	一八・〇	七六	平成十五年香川県告示第七百三十二号で変更した区域の一部
善通寺市与北町字東務主二五二三番二地先まで	四〇・〇		

四 供用開始の期日 平成十七年七月十一日

●香川県告示第四百二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十五年八月十七日指道第五十四号（香川県告示第九百四号）で行なった道路の位置の指定を次のように変更して指定した。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 建築指道 第一号
- 二 指 定 年 月 日 平成十七年六月二十四日
- 三 指 定 道 路 の 位 置

変更前

木田郡牟礼町大字牟礼宗時及び落合二八〇一―一、二八〇一―二、三二六一、三二六二―一、三二六三、三二六〇、三二七四、三二七七、三二七八―一から三二七八―三、三二七七―五、三二七九―二、三二八〇、三二八一―三、三二六二―二、三二六五、三二六四―二、三二七三、三二八一―一、三二八一―四、三二六四―一、三二六七―三、三二七二―二及び三二五九―一

変更後

木田郡牟礼町大字牟礼宗時二八〇〇―二、二八〇一―一から二八〇一―五、二八〇一―九並びに字落合三二五八―二、三二五九―一、三二五九―三、三二五九―一〇、三二六四―一、三二六四―二、三二六四―三、三二六四―四、三二七三―一、三二七四―一、三二八〇―一、三二八〇―二、三二八〇―四、三二八〇―八、三二八〇―九、三二八〇―一、三二八〇―一三、三二八〇―二一、三二八〇―二三、三二八〇―二五及び三二八一―二

四 指定道路の幅員とその延長

変更前 幅員 四・〇メートル及び五・〇メートル

延長 七七三・六〇メートル

変更後 幅員 四・〇メートル及び五・〇メートル

延長 七三九・五三メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課において閲覧に供する。

●香川県告示第四百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 中土指道 第七号
- 二 指 定 年 月 日 平成十七年六月二十一日
- 三 指 定 道 路 の 位 置 仲多度郡多度津町大字葛原字御給五三二―一
- 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅 員 四・〇メートル及び四・〇四メートル

延長 四一・九一メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第四百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百八十八条第一項の規定に基づき、平成十七年五月二日から、次の者に香川県歴史博物館及び香川県文化会館使用料（かがわ電子自治体システム施設利用申込サービス利用者の口座引落に係る使用料に限る。）の収納事務を委託した。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

住所 高松市亀井町七番一五号  
名称 株式会社西日本情報サービスセンター

公 告

●香川県公告第四百二十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年八月二十七日まで縦覧に供する。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十七年六月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人香川の精神保健福祉を考える会

岩佐 亜紀

香川郡香川町大字川東下一三〇五番地 O T Aビル一〇一号

三 定款に記載された目的

この法人は、県民の心の健康維持や増進のために活動することを目的とする。

●香川県公告第四百二十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年八月二十七日まで縦覧に供する。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日

平成十七年六月十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人すばる

長谷川 勇

東かがわ市松原一〇一一番地二

三 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、福祉の増進並びに能力の維持発展に関する事業を行い、暮らしやすい高齢社会の創造に寄与することを目的とする。

●香川県公告第四百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年六月二十四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年七月十五日から同年八月四日まで縦覧に供する。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町 名	土 地 改 良 事 業 名	縦覧場所
香川町	非補助土地改良事業一本木山下地区	香川町建設課

非補助土地改良事業新開北地区

●香川県公告第四百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、琴平町が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)通町地区)を行うことについて平成十七年六月二十七日適当と決定した。その関係書類を琴平町農政課において平成十七年七月十五日から同年八月四日まで縦覧に供する。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、三豊市拓土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理事	久保 渡	観音寺市柞田町乙二二六九番地二	平成一七、五、三一
〃	生田 博正	観音寺町甲二五四七番地	〃
〃	高谷 敬雄	柞田町乙二二五五番地	〃
〃	久保田定男	乙三二八六番地	〃
〃	岡田 一秋	乙四一五番地の一、の二合併の二	〃
〃	高橋 秋廣	甲七四四番地	〃
〃	合田 茂和	三豊郡大野原町大字花稲四七一番地一	〃
〃	多田 芳行	〃 一五七二番地	〃
〃	多田 昇	〃 一六〇二番地	〃
〃	熊谷 修明	大字大野原五一五九番地	〃

〃 熊谷 公男 〃 〃 〃 五一六四番地一  
 〃 監事 久保 均 観音寺市柞田町乙二一六三番地 〃 〃  
 〃 米谷 久 三豊郡大野原町大字花稲九二二番地 〃 〃

二 就任した役員

種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理事	中村 幸雄	観音寺市観音寺町甲一八七〇番地八	平成一七、六、一
〃	高谷 敬雄	柞田町乙二一五五番地	〃
〃	秋山 博文	乙一四二〇番地一	〃
〃	岡田 吉範	乙二八八番地	〃
〃	瀬尾 久二	乙一一一六番地三	〃
〃	富田 泰弘	乙一四五六番地	〃
〃	米谷 久	三豊郡大野原町大字花稲九二二番地一	〃
〃	竹川 親弘	〃 四六九番地一	〃
〃	多田 芳行	〃 一五七二番地	〃
〃	熊谷 修明	〃 大字大野原五一五九番地	〃
〃	熊谷 公男	〃 五一六四番地一	〃
監事	大西 文雄	観音寺市柞田町甲二一八五番地	〃
〃	多田 昇	三豊郡大野原町大字花稲一六〇二番地	〃

●香川県公告第四百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第一項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十七年七月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
丸亀市	農村総合整備事業(区画整理事業)	栗熊地区	平成一六、一〇、二九

坂出市松山土地改良区	基盤整備促進事業（区画整理事業）	松山中村地区	平成一七、三、一七
〃	基盤整備促進事業（農道整備事業）	松山中村地区	平成一七、三、一〇
善通寺市土地改良区	基盤整備促進事業（農道整備事業）	室ノ辻地区	平成一七、三、二五
〃	基盤整備促進事業（かんがい排水事業）	室ノ辻地区	平成一七、二、二五

### 公安委員会公告

#### ●香川県公安委員会公告第六十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第五十号）第五十一条の十三第一項第一号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を実施するので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）第六条の規定に基づき次のとおり公示する。

平成十七年七月八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

#### 一 駐車監視員資格者講習の期日及び場所

期 日	平成十七年八月十九日（金曜日）、同月二十日（土曜日）及び同月二十七日（土曜日）
場 所	高松市郷東町五八七番地一三八 香川県警察本部交通部運転免許課運転免許センター

#### 二 受講定員及び修了者

受講定員	八十名
修了者	筆記の方法で、正誤式問題五十問により行う。

#### 三 受講手續

受講の申込期間 平成十七年七月八日（金曜日）から同年八月八日（月曜日）まで（日曜日及び土曜日並びに同年七月十八日（月曜日）を除く。）  
ただし、申込人員が受講定員になり次第申込みの受付を締め切るものとする。

#### 受講の申込方法

受講の申込みは、香川県警察本部交通部交通指導課（高松市番町四丁目一番一〇号香川県警察本部一階）に、駐車監視員資格者講習受講申込書（写真）（受講の申込みの前六日以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもので、その裏面に氏名を記載したもの）をより付けたもの（一通を直接提出して行うこと）。

#### 手数料の納入時期及び納入方法

講習手数料（二万九千円）は、平成十七年八月十九日の講習初日の受付の際に、香川県証紙により納入すること。

#### 携帯品

駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具

#### 四 その他詳細については、香川県警察本部交通部交通指導課駐車対策担当（電話〇八七八三三〇一〇）に問い合わせること。

### 監査委員公表

#### ●香川県監査委員公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成17年7月8日

香川県監査委員	栗 田 隆 義
同	石 川 豊
同	石 川 綱 治
同	野 田 峻 司

#### 行政監査の結果に対する措置状況

公用車の使用及び管理について

<p>項目 公用車の効率的利用</p>	<p>改善又は検討を要する事項(要約) 年間稼働率が35% (県全体の年間稼働率の約半分)以下の公用車を管理しているので、減車(他所属への配置換え等)も含めて公用車の効率的な利用について検討する必要がある。</p>	<p>所属名 小豆総合事務所</p>	<p>左に対する措置状況</p>
<p>総務学事課</p>	<p>平成16年7月に1台減車し、稼働率の向上を図った。 また、平成17年4月からは農政水産部、土木部の集中管理車を総務学事課に所管換えし、集中管理車の一元管理を行うことにより効率的な運用に努めている。</p>	<p>年間稼働率35%以下の公用車のうち、1台は相当期間の車両経過年数を経ているため、廃車する。その他の公用車については、事務所内で効率的な利用に努める。</p>	
<p>文書館</p>	<p>展示資料物の運搬、行政資料・公文書・古文書の収集・運搬等に必要であり、保有する公用車は1台のみであることから、減車は行わず利用の拡大により稼働率の向上を図る。</p>	<p>平成17年5月に1台の減車を行うとともに、共用化の推進と県税徴収強化を進めることにより、稼働率の向上を図る。</p>	
<p>中讃県税事務所</p>	<p>森林センター</p>	<p>効率的な利用について検討する。</p>	
<p>中讃保健福祉事務所・西讃保健福祉事務所 保育専門</p>	<p>他の所属への貸し出しを行うなど、稼働率の向上に努める。 保健福祉事務所の業務の見直しとあわせて、公用車の減車について検討する。 年間の稼働率は35%以下と低い</p>		
<p>学院</p>	<p>食肉衛生検査所</p>	<p>が、公用車の利用が集中する時期についての利用頻度は高くなっている。 年間を通じての効率的な利用がなされるよう検討する。 減車については、出張先への有効な交通手段が外にないため活動に支障が生じる。</p>	
<p>産業技術センター</p>	<p>鳥インフルエンザ、BSE等の緊急時対応には、感染性の高い業務であり、消毒等の関係もあるため専用の公用車が必要となる。対象車両は、現在、主にBSE検査の検体輸送に使用しており、平成17年1月～4月の稼働率は56.3%となっており、今後も効率的な利用に努める。</p>		
<p>農業試験場</p>	<p>用務で車を使用する頻度は高いものの、現有車は老朽化によりエンジン等が不調のため、職員はやむを得ず家用車を公務使用することが多く、稼働率が低い状況であった。 17年7月には現有車が更新される予定であり、稼働率は向上すると見込まれるが、さらに効率的な利用に努める。</p>	<p>農業試験場の年間稼働率35%以下の公用車は、満濃分場1台、小豆分場1台、病害虫防除所1台となっている。 満濃分場と小豆分場には、小型貨物車は1台しかなく、生産物等の運搬や試験研究の現地調査、試験に必要であり減車は困難である</p>	

	<p>が、他所属との共同利用など効率的な利用を検討する。 病害虫防除所所有の稼働率が低い小型貨物車1台については、平成17年6月16日に減車した。</p>	
<p>水産課</p>	<p>水産課の当該公用車は、小豆総合事務所に配置しているものであり、小豆島内における業務には、漁船の測度など島内漁協・漁港を広く移動して行う業務や漁業取締等で夜間に行動する業務など特殊な業務も多い。これらの業務を効率的に行うため、減車は困難であるが、17年度からは、小豆総合事務所において他課の利用を積極的に受け入れるなど、効率的な利用に努める。</p>	<p>以下の公用車を管理しているので、減車（他所属への配置換え等）も含めて公用車の効率的な利用について検討する必要がある。</p>
<p>高松土木事務所・住宅課</p>	<p>所内の他課に配置換えを行い、また、他の所属との共同利用をより図り、稼働率の向上に努める。</p>	<p>白鳥病院 年間稼働率が低い1台については、平成17年4月14日に処分した。また、他の1台については、さらに効率的な利用に努める。</p>
<p>汎用性のある乗用車又は貨物車が3台以上配置されながら、所属全体の年間稼働率が50%以下であり、また年間稼働率が35%（県全体の年間稼働率の約半分）</p>	<p>西讃県税事務所 平成15年度は、当事務所職員15名のうち、育児休業者が3名いたことや、小型貨物車（H7.5.18取得）については、点検整備にもかかわらず、車両状態が悪いことが、年間稼働率低迷の要因となった。平成17年度は、職員数も増えたり、県税徴収強化を進めることにより稼働率の向上を図る。</p>	<p>教育委員会 教育委員会においては、公用車の効率的な利用を図るための方策について検討を進めており、平成16年度では本庁の公用車を3台から2台に、1台を減車した。今後とも減車や共同利用を積極的に進めたい。</p>
	<p>東讃保健福祉事務所 老朽化した公用車1台について、全体の公用車の稼働率を勘案し、平成17年2月に車検切れに伴い廃車とした。 他の所属への貸し出しを行うとともに、大川ステーション（大川</p>	<p>政策部 今後、法定点検（6ヶ月点検）を確実に実施する。</p>
	<p>公用車の適正な管理 道路運送車両法第48条に規定する定期点検整備（法定点検）が適正に実施できていないので、その確実な実施に努める必要がある。</p>	<p>総務部 適正に実施できていなかった所属については、今後、法令に基づき適正に実施する。</p>

	<p>環境森林部 健康福祉部 商工労働部 農政水産部</p>	<p>今後は適正に実施する。 平成17年4月から適正に実施している。 全車両について、法定点検の確実な実施に努める。</p>
	<p>土木部 水道局 教育委員会</p>	<p>今後、法定点検（6ヶ月点検）を確実に実施する。 道路運送車両法に基づく法定点検については、平成16年12月から実施している。 今後は法定点検の確実な実施を徹底する。</p>
<p>安全運転の確保 平成15年度に道路交通法に基づく安全運転管理者の</p>	<p>公用車の点検及び整備点検等の状況を記録するため、記録不備等が目立つとともに、十分に活用されているとは言えない状況にあるので、記載しやすいように様式を改めて記載の徹底を図るとともに、公用車の管理、更新に当たって、十分に活用することが望まれる。</p> <p>総務学事課</p> <p>消防学校</p>	<p>十分には活用されるよう様式の見直しを行うとともに、記載の徹底を図り、公用車の管理、更新に活用する。</p> <p>平成17年5月18日に選任し、届出を行った。</p> <p>選任及び届出が行われていなかったため、適正に選任及び届出を行う必要がある。</p> <p>環境保健研究センター 西部林業事務所 子ども女性相談センター 計量検定所 議会事務局</p> <p>平成17年4月1日に選任し、届出済みである。 平成16年12月1日に選任し、届出済みである。 平成17年4月1日付けで選任を行い、届出済みである。 平成17年4月1日に選任し、届出済みである。 安全運転管理者については平成17年1月28日付けで選任を行い、届出済みである。また、整備管理者については平成17年2月24日付けで選任を行い、届出済みである。</p> <p>本庁（知事部局）においては、安全運転管理者1人、副安全運転管理者3人を選任しているが、安全運転管理者等は自動車の使用の本拠ごとに選任しなければならないことから、課等の所属単位で公用車の管理が行われている現状を踏まえ、法の趣旨に沿った運用になるよう見直しを行う必要がある。</p> <p>総務学事課</p> <p>所属単位に届出基準と照らして選任を行い、総務学事課は平成17年5月12日、危機管理課は同年5月26日、建築課は同年6月23日に届出を行った。</p>

平成十七年七月八日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

